

令和4年3月に発生した福島県沖地震による 被災住宅の修理に係る支援制度

住宅に被害を受け修理が必要な方については、市町村が交付する「**り災証明書**」により決定される被害の程度等に応じて、以下の支援制度を受けることができます。

なお、支援対象は、屋根・居室・台所・トイレ等の日常生活に不可欠な場所の必要最小限の修理に限られます。

1 応急修理制度（国制度）

①支援内容

全壊～半壊：59万5千円以内の修理を市町村が実施

準半壊：30万円以内の修理を市町村が実施

②留意事項

市町村が施工業者と契約を締結し実施するため、既に個人が施工業者と契約し、支払いまで完了しているものは対象となりません。（契約が済んでいても支払いが未済且つ施工業者が市町村との契約変更に応じる場合は対象となります。）

また、全壊は、修理すれば居住が可能な場合に限られます。

2 被災住宅修理支援事業（県制度）

①支援内容

一部損壊：工事費20万円以上の場合に個人が実施する修理に対し10万円の金銭給付を実施

②留意事項

見積書、契約書等の修繕内容が確認できる書類と金銭の支払いが確認できる領収書等の書類の写しが必要となります。

申請・問い合わせ先

大玉村役場 住民生活課 生活安全係

（TEL：24－8091）